生 企 甲 達 第 1 2 号 令 和 5 年 4 月 3 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

熊等が住宅街に現れ、人の生命・身体に危険が生じた場合の対応における警察官職 務執行法第4条第1項の適用について

ツキノワグマ等の野生動物の出没時における対応に関しては、熊等が住宅街に現れ、人の生命・身体に危険が生じた場合の対応における警察官職務執行法第4条第1項の適用について(平成24年生環甲達第9号。以下「旧通達」という。)により対応しているところであるが、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣法」という。)第38条により、日出前及び日没後並びに住宅が集合している地域等においては銃猟が禁止されていることから、有害鳥獣捕獲隊員及び鳥獣被害対策実施隊員(以下「捕獲隊員等」という。)が住宅街に現れたツキノワグマ等を猟銃を使用して駆除することの適法性について疑義が生じる場合があると思料される。

警察官職務執行法(昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。)第4条第1項を根拠として、警察官が捕獲隊員等のハンターに対し住宅街に現れた熊等を猟銃を使用して駆除するよう命じることの可否等については、下記のとおりであるから事案対応上誤りのないようにされたい。

旧通達は、廃止する。

記

1 警職法第4条第1項について

(1) 概要

警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある狂犬、奔馬の類等の出現等危険な事態がある場合において、特に急を要する場合、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じることができるものと規定されている。

(2) 解釈

ア 「狂犬、奔馬の類等の出現」

動物園から逃げ出した猛獣、人を襲うおそれのある野犬等の人の支配の及ばない 状態にある動物の出現とされているところ、住宅街に熊が現れた場合も該当するも のと解される。

イ 「危害防止のため通常必要と認められる措置」

当該措置については、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な 損害を及ぼすおそれのある危険な事態に応急的に対処するためのものであり、現実 の危害を防止する上で必要最小限度のものに限られるものとされているところ、住 宅街に熊が現れた場合、周辺の人々を安全な場所に避難させた上で、熊を猟銃で駆 除することも当該措置に該当するものと解される。

ウ 「その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者」

事物の管理者等事態収拾に責任がある者だけでなく、危害防止に協力し得る者が 含まれることから、猟銃の扱いに熟達したハンターも該当するものと解される。

(3) 結論

警職法第4条第1項の活用により熊の駆除を積極的に推進できるとまでは言えないが、現実・具体的に危険が生じ特に急を要する場合には、警職法第4条第1項を根拠に、人の生命・身体の安全等を確保するための措置として、警察官がハンターに対し猟銃を使用して住宅街に現れた熊を駆除するよう命じることは行い得るものと解される。

2 留意事項

- (1) 警職法第4条1項を根拠とする有害鳥獣駆除の範囲
 - ア 有害鳥獣の駆除は、本来、鳥獣法第9条の規定による捕獲許可を受けた者により 同法に則って実施されるべきものであることは言うまでもなく、警職法第4条第1 項を根拠とする駆除は、鳥獣法に則った捕獲が不可能な場合であって、現実・具体 的に危険が生じ急を要する場合の例外的措置であることに留意し、わなによる捕獲 や銃猟制限に抵触しない銃猟が可能である場合は、これによる捕獲を行うよう市町、 有害鳥獣捕獲隊(猟友会支部)等に働きかけること。
 - イ 現実・具体的に危険が生じ急を要する場合とは、市街地、集落内又は通学路など にツキノワグマが出没している場合において、現に人身被害が発生し、又は放置す れば人身被害が発生する蓋然性が高いと認められる場合等が考えられる。また、こ のような状況であれば、ツキノワグマ以外の動物(野生動物であるか否かを問わな い。)であっても警職法第4条第1項を適用することは可能である。

(2) 関係機関・団体との連携

- ア 各警察署長においては、事案発生時に適切な対応が行われるよう、事前に市町、 有害鳥獣捕獲隊等との連絡窓口を設定するなど関係機関・団体と連携を図ること。 また、県、市町等が行う合同対応訓練に積極的に参加すること。
- イ 警職法第4条第1項を根拠として住宅街において猟銃を発射する場合は、関係機関等と連携し、交通の規制、周辺住民の避難・誘導及び学校等への連絡を行うとともに、駆除を命ずる捕獲隊員等に使用する猟銃の威力、弾丸の到達距離などを聞き取り、あらかじめ必要な範囲の安全を確保し、猟銃の発射に係る危険防止を図ること。また、麻酔銃による捕獲が可能か否かを県自然環境課(自然保護センター)と協議すること。

(3) 教養の実施

警職法第4条第1項に基づく警察官による命令は、命令を受けた者に、命令に従う 義務を生じさせることになることから、同項に基づく命令は適切に行われることが必 要である。このため、猟銃による駆除を命じることが想定される警察官に対し、同項 の解釈、命令を行うことができる具体的な状況等に関する教養を別添「ツキノワグマ 等危険な有害鳥獣が出没した場合の措置」を活用するなどして行うこと。

(4) 公安委員会への報告

警職法第4条第1項に基づきとった処置については、同条第2項により公安委員会への報告事項となっていることから、生活安全部長を経由して福井県公安委員会に報告を行うこと。

3 その他

- (1) 警察官よりも先に捕獲隊員等が現場に臨場する事態も想定されるところ、当該捕獲隊員等の判断により、緊急避難(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項) の措置として熊等を猟銃を使用して駆除することは妨げられない。
- (2) 捕獲隊員等が警職法第4条第1項に基づく警察官による命令に忠実に従い、危害防止のため通常必要と認められる措置として猟銃により当該熊等を駆除することについては、当該捕獲隊員等が刑事責任を問われることはないと解されている。

(別添省略)